⑸　工期　令和４年12月25日まで。
⑹　使用する主要な資機材　ガラス約550㎡
⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。
⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムを使用しない方法により入札に参加する旨の届け出をした場合は紙入札方式に代えるものとする。
　なお、紙入札方式への変更に関しては沖縄防衛局総務部契約課に紙入札方式変更届を提出するものとする。
⑼　本工事は、契約の一連の手続きを電子契約システムで行う対象工事である。
　ただし、電子契約システムにより難い場合は、発注者に申出のうえ紙契約方式に代えるものとする。
⑽　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
⑾　本工事は、発注者が競争参加希望者に見積及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させる「見積活用方式」の試行工事である。見積の提出期限までに建築工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費含む。）及び共通費のうち積み上げ分について記載した見積及び根拠資料（以下、「見積等」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。
⑿　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
　なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳明細書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。
⒀　受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
⒁　受注者からの請求による⑿の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
⒂　⑿の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
⒃　⑿の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。
⒄　本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日制工事（受注者希望型）（現場閉所型）」の試行対象工事である。
⒅　本工事は、離島等の建設工事における遠隔地からの労働者確保に要する費用等の積算方法等を適用する工事である。
⒆　本工事を難工事に指定する。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和３年12月24日付沖縄防衛局長）に示す手続きに従い、石垣島（３補）宿舎新設建築追加工事（その２）に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　防衛省における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格で級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、1,000点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、830点以上であること。
⑸　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成18年度以降入札公告日までに、次に掲げるアの工事を元請けとして完成・引渡しが完了した工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。
　ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成18年度以降入札公告日までに、次に掲げるイの工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。
ア①　鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、１棟当たりの延床面積2,500㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。
②　離島において、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。
　①及び②は同一契約でなくてもよい。（ただし、ＪＶの場合は、ＪＶ代表者以外の構成員が②の実績を有していればこれを求めない。）
イ①　鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、１棟当たりの延床面積700㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。
②　離島において、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。
　①及び②は同一契約でなくてもよい。（ただし、ＪＶ代表者又は他の構成員が②の実績を有していればこれを求めない。）
　工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。
⑹　工事全般の施工計画が適正であること。
⑺　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。
　ただし、特定建設工事共同企業体で参加する場合、代表者が管理技術者を配置すること。
　また、代表者以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を配置すること。
ア　１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。
イ　平成18年度以降入札公告日までに、次に掲げる工事の経験を有する者である。（原則、着工から完成まで従事している。）
　鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、１棟当たりの延床面積1,000㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した経験を有すること。
　工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。